

日 調 連 発 第 5 5 号
令 和 7 年 6 月 2 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務局地図作成事業に係る情報の分析について

令和6年10月10日付け日調連発第209号をもってお願いした標記情報の提供方につきましては、多くの土地家屋調査士会から回報をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、当該情報につきまして分析を行い、別添のとおり取りまとめましたので、参考までに送付します。



法務局地図作成事業に係る情報についての分析

日本土地家屋調査士会連合会 社会事業部

法務局地図作成事業に係る情報の提供方については、令和 6 年 10 月 10 日付け日調連発第 209 号をもって各土地家屋調査士会長宛てにお願いしたところ、全ての土地家屋調査士会から回答いただき、その内容について次のとおり集計及び分析した。

1 趣旨

本件は、令和 7 年から始まる法務局地図作成事業の実施計画（以下「新しい 10 か年計画」という。）の地区選定作業における土地家屋調査士会の関与の状況について、また、新たに始まった防災・まちづくり型の筆界保全標の支給状況を把握することを目的として各土地家屋調査士会を対象に行ったものである。

2 情報の集計結果及び分析について

(1) 土地家屋調査士会名（設問 1）

回答する土地家屋調査士会名を把握するため行ったものであり、分析等は省略する。

(2) 法務局地図作成事業における地区選定について、自治体との打合せを行いましたか。（設問 2）

① 設問の趣旨

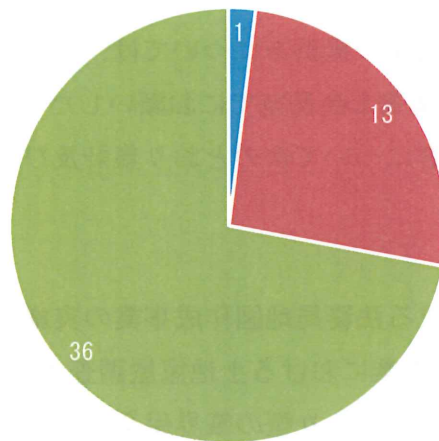
法務局地図作成事業における地区選定への協力について、令和 6 年 4 月 22 日付け日調連発第 27 号をもってお知らせとお願いしたことから、当該結果について確認するために行った。

② 集計結果について

図 1 のとおりである。

自治体との打合せを行った土地家屋調査士会は、14 土地家屋調査士会（28%）とであり、少ない印象であった。

法務局地図作成事業における地区選定について、
自治体との打合せを行いましたか。



- 県内全ての自治体と打合せを行った。
- 県内の一部の自治体と打合せを行った。
- 自治体とは打合せを行っていない。

図 1

(3) 法務局地図作成事業における地区選定について、自治体から地区選定についての相談がありましたか。(設問3)

① 設問の趣旨

新しい10か年計画では、各法務局・地方法務局から管区内の自治体に対して実施地区の要望を行っている。

本件については、令和6年4月16日に開催された「法務局地図作成事業の次期地図整備計画の策定に向けた基本方針に関する説明会」において、法務省民事局民事第二課及び連合会から、土地家屋調査士が積極的に自治体に働き掛け、今後の地図作成の計画策定に関与いただきたい旨の説明をしたことから、実際に相談、打合せがあったかを確認するために行った。

② 集計結果について

図2のとおりである。

前設問と併せて見ると、相談件数、打合せ件数共に概ね同じ件数となっている。

法務局地図作成事業における地区選定について、
自治体から地区選定についての相談がありましたか。

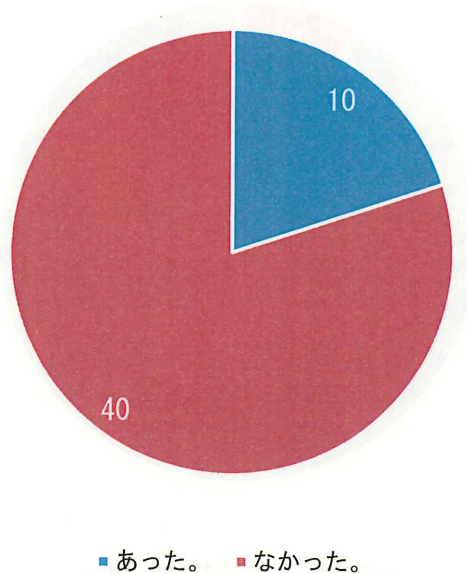


図 2

(4) 筆界保全標は、支給されましたか。(設問 4)

① 設問の趣旨

従前は大都市型並びに震災復興型では筆界保全標の設置が委託業務に含まれている一方、全国実施型では筆界保全標の設置が契約内容に明記されていなかった。

今般、すべての類型で筆界保全標の設置が委託業務の内容に含まれ、筆界保全標が支給されることとなったため、その実態について調査した。

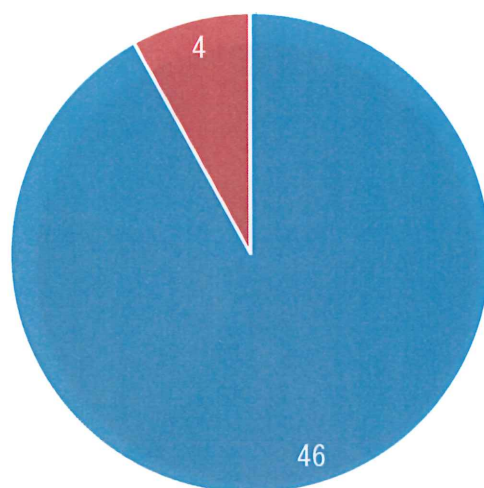
② 集計結果について

図 3 のとおりである。

支給については、概ねされたようだが 4 土地家屋調査士会がされなかった。

4 土地家屋調査士会について、追加で聞き取り調査を行ったところ、前年度作業で支給された在庫が残っていたため新たに支給されなかったケースが 1 土地家屋調査士会。今回の調査を実施した段階では、まだ配布されていなかったため支給されなかったと回答したケースが 3 土地家屋調査士会であった。

筆界保全標は、支給されましたか。



■ された。 ■ されなかった。

図 3

(5) 支給されたと回答された土地家屋調査士会に質問です。支給された筆界保全標の種類を教えてください。(設問5)

① 設問の趣旨

筆界保全標の種類に関しては従来、金属標のみであったが、新たに金属鋳、プラスチック杭の2種類を連合会から追加要望し、3種類となっているので調査項目とした。

② 集計結果について

図4のとおりである。

金属標の支給が若干多いようであるが、全体のバランスからすると同じ位の割合であった。

金属標以外の保全標に関しては、連合会からの要望したものであるなので、活用されていることが確認できた。

支給されたと回答された土地家屋調査士会に質問です。
支給された筆界保全標の種類を教えてください。

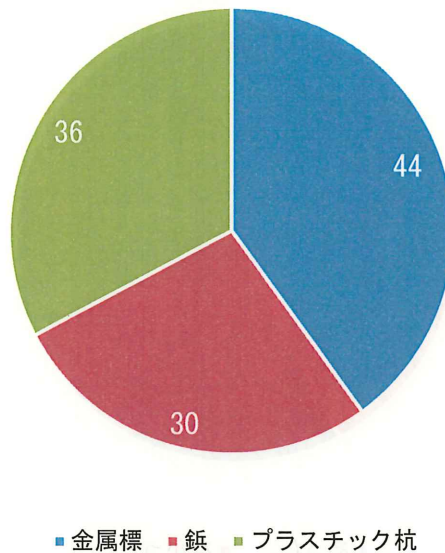


図 4

(6) 埋設した予定数量について、10%以上の乖離がありましたか。(設問6)

① 設問の趣旨

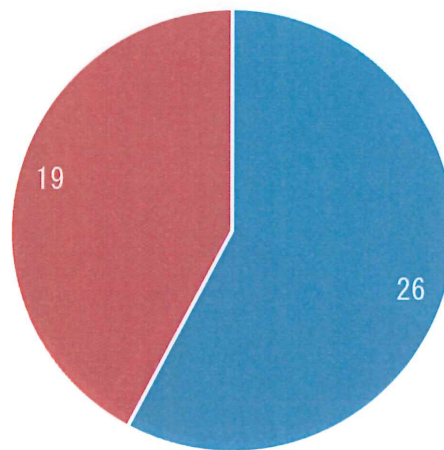
10パーセント以上の乖離があった場合、契約変更となるため実態を調査した。

② 集計結果について

図5のとおりである。

26土地家屋調査士会(52%)において乖離があり、今後、筆界点数に関して課題が残る結果となった。

埋設した予定数量について、
10%以上の乖離がありましたか。



■ あった。 ■ なかった。

図 5

3 まとめ

法務局地図作成事業における地区選定について、事前に自治体との打合せを行った土地家屋調査士会は少ない印象であった。

令和7年度のからの実施地区については、令和7年3月25日に法務省ウェブサイト(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00231.html)において公開されている。

防災・まちづくり型（従来でいうところの全国実施型）は、従来、県庁所在地で実施されていた地域が多くあった印象があるが、令和7年度からは県庁所在地以外の地域が対象となっている事件が散見されており、自治体からの要望が反映されていると考えられる。

概ね作業に必要な筆界保全標が支給されているものと考えられる。今後とも、情報収集に努め、作業に必要な筆界保全標が、適切に（適切な時期に、適切な種類で、適切な数量）作業機関に支給されるよう法務省に要請していきたい。

契約時における筆界保全標の想定数量と実際の作業実績数量に乖離があるケースが多く見受けられた。事前に数量を想定するのが今回初めてとなる局も相当数あったと思われるので、今後、過年度実績を考慮して、次第に乖離幅が少なくなっていくことを期待したい。

また、数量減の契約変更には柔軟だが、数量増の契約変更には難色を示す傾向があるときく。作業実績に応じて適切に契約変更がなされるように法務省に対して要請していきたい。

日調連発第209号

令和6年10月10日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務局地図作成事業に係る情報の提供方について（お願い）

平素から当連合会の会務運営にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、法務局地図作成事業（以下「地図作成事業」という。）では、令和5年度から防災・街づくり型（現在の従来型）地図作成事業においても筆界保全標の設置作業が始まりました。

また、令和6年3月に「法務局地図作成事業の次期地図整備計画の策定に向けた基本方針」が発表され、法務局地図作成事業を実施する地区の選定に当たり、適宜、地方公共団体への働き掛けについて、令和6年3月29日付け日調連発第405号をもってお願いしたところです。

当連合会としては、これらに関する情報を収集し、そこで得られた情報を分析するとともに、法務局地図作成事業における業務内容が十分に担保されるよう法務省民事局民事第二課とも協議したいと考えております。

つきましては、ご多忙のところ恐れ入りますが、標記情報を収集するためのアンケートについて、来る11月8日（金）までに下記のURLにアクセスの上、回答いただきますようお願いいたします。

記

<https://forms.office.com/r/KS6jFEshJ5>

